資料３（議事３）

大分市まちづくり自治基本条例の見直しに係る検討に当たっての視点

大分市まちづくり自治基本条例逐条解説（抜粋）

＜附　則＞
（施行期日）
１　この条例は、平成２４年４月１日から施行する。
（この条例の見直し）
２　市長は、５年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

（解説）
○　第２項では、本条例の規定が、常に時代の流れに沿った内容に保たれなければならないことを前提として、本条例の施行日から５年を超えない期間ごとに市民意見を聴いた上で内容の検討を行い、その結果次第では条文の改正等を行うことを規定しています。

大分市まちづくり自治基本条例検討委員会における「内容の検討」に当たっての視点

（１）　日頃の活動等を通じて感じている社会状勢の変化、まちづくりや自治の課題はあるか

（２）　（１）の変化や課題に対応し、市民主体のまちづくりを推進していくために、どのような方向性が求められるか

（３）　本条例の規定に、市民から見てわかりにくい表現はないか

条例改正の必要性や本条例に基づく市民主体のまちづくりの今後の推進に向けての提言をとりまとめる